

富山県公共工事総合評価方式試行要領

1 趣旨

この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、県が発注する公共工事の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 総合評価方式の試行対象工事

総合評価方式の試行対象工事は、入札価格と企業がもつ技術的な要素（以下「技術提案」という。）とを一体として評価することが妥当と認められる工事とする。ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は、除くものとする。

3 総合評価方式の型式

総合評価方式は、当該工事の難易度、技術的な工夫の余地、規模等に応じ、次に掲げる型式に区分する。

- (1) 高度技術提案型 高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等の環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
- (2) 標準型 高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
- (3) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事であって、簡易な施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等の評価項目に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもので、当該工事の内容に応じ、次のとおり区分する。
 - ア Aタイプ 簡易な施工計画及び配置予定技術者の能力を確認することが、品質確保のため必要であると見込まれる工事を対象とするもの
 - イ Bタイプ 企業の施工能力及び企業の地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事を対象とするもの
- (4) 施工体制確認型 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価するもので、(1)～(3)と併用し、特に適切な施工体制を確保する必要があると認められる工事を対象とする。

4 学識経験者の意見聴取

総合評価方式を実施するに当たり、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準を定めようとするとき、及び同条第5項に規定する場合において落札者を決定しようとするときは、同条第4項又は第5項（これらの規定を同令第167条の13に

において準用する場合を含む。)の規定により、学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

5 総合評価の方法

(1) 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

評価値＝技術評価点÷入札価格

＝（標準点＋技術加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

(2) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。

(3) 技術加算点とは、技術提案について、次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に掲げる別表に定める評価項目及び評価基準に基づき算出される点数をいう。

ア イ及びウ以外の工事 別表第1

イ 一般建築工事 別表第2

ウ 建築付帯設備工事 別表第3

エ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される特定調達契約に係る条件付き一般競争入札対象工事 別表第4

(4) 技術加算点は、あらかじめ県が設定する総合評価方式の型式に応じた技術提案を入札参加者に求め、当該技術提案の審査及び評価を行い、算出するものとする。

(5) 施工体制評価点は、入札公告等に記載された要求要件を実現できる確実性の高さに対して与える点数（30点）をいい、施工体制評価項目として、品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を設定し、項目毎に各15点とする。

6 施工体制評価項目の審査・評価方法

(1) どのように施工体制を構築し、それが入札公告等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、すべての入札参加者に対し別記1施工体制確認調査票の提出を求め、技術提案（施工体制の確認に必要な部分に限る。）及び工事費内訳書を含めて審査を行い、必要と認められる場合は、ヒアリングを実施するものとする。

(2) 入札参加者のうち、その入札価格が富山県低入札価格調査等実施要領（以下「低入札価格調査実施要領」という。）第3項に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る者については、施工体制の確保を含め契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、価格以外の要素として性能等が提示された技術提案のほかに、開札後、第7項に規定する追加資料の提出を求めるものとする。

(3) 追加資料の提出を求められた者は、その旨の連絡を受けた日の翌日午後5時までに、追加資料の提出の意向を別記2により提出するものとする。なお、同期日までに別記2を提出しない者については、追加資料の提出を行わない者とみなすものとする。

(4) 入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上の者についても、必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めるものとする。

(5) 低入札価格調査実施要領第2項に規定されている、低入札価格調査の対象としない工

事の場合も、必要と認められる場合は、追加資料の提出を求めるものとする。

(6) 施工体制に関する審査は、次の各項目について行うものとする。

ア 入札公告等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札公告等に記載された要求要件が実現できるかどうかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、技術加算点及び施工体制評価点は与えないものとする。

イ 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札公告等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

【審査項目】

(ア) 建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか。(第7項に規定する様式第10号)

(イ) 安全確保の体制が構築されると認められるか。(同様式第13-4号、様式第13-5号)

(ウ) その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか。(同様式第13-1号、様式第13-2号、様式第13-3号)

ウ 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札公告等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

【審査項目】

(ア) 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(同様式第4号、施工体制台帳案及び施工体系図案)

(イ) 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(同様式第7号、様式第9号)

(ウ) 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか。(同様式第5号)

エ 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記イ、ウのヒアリング及び追加資料の審査による結果、施工体制が十分確保されていない場合は、技術提案（施工に係る技術提案、簡易な施工計画等）の技術加算点に上記イ、ウの満点に対する評価結果により得られる施工体制評価点の割合を乗じ、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとした数値を技術加算点とする。

(7) 審査の結果、入札公告等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて施工体制評価点を付与する。

(8) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

ア 調査基準価格以上の価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、施工

体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点することにより評価するものとする。

イ 調査基準価格を下回る価格で申込みを行った者は、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、施工体制が確保されると認める場合にその程度に応じて施工体制評価点を加点することにより、評価するものとする。

- (9) (1)のヒアリングは、低入札価格調査実施要領第7項第2号により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。
- (10) (1)のヒアリングに応じない者及び(2)の追加資料の提出を行わない者については、当該者のした入札は、入札心得第6条により無効とするものとする。ただし、無効を理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (11) 追加資料の提出は提出すべき旨の連絡をうけた日の翌日から起算して3日以内とし、ヒアリングについては、資料提出期限の日の翌日から起算して5日以内に実施するものとする。

7 施工体制確認のための追加資料

- (1) 入札参加者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、富山県低入札価格調査等実施要領別表に定める提出資料のうち、以下に示す資料及び添付資料（以下「追加資料」という。）の提出を求めるものとする。
 - ア 入札価格の積算内訳書（県の本工事内訳書及び施工内訳書に対応したもの）
 - イ 共通仮設費の積算内訳書（様式第3-1号）
 - ウ 現場管理費の積算内訳書（様式第3-2号）
 - エ 下請予定業者一覧（様式第4号）
 - オ 配置予定の技術者一覧（様式第5号）
 - カ 施工体制台帳案及び施工体系図案（県の様式に対応したもの）
 - キ 手持ち資材の状況及び購入予定資材一覧（様式第7号）
 - ク 労務者の確保計画表（様式第9号）
 - ケ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画（様式第10号）
 - コ 品質確保のための人員体制（様式第13-1号）
 - サ 品質管理計画書（様式第13-2号）
 - シ 出来形管理計画書（様式第13-3号）
 - ス 安全衛生教育等（様式第13-4号）
 - セ 点検計画（様式第13-5号）
- (2) 追加資料の再提出及び提出後の修正は認めないものとする。
- (3) 追加資料の作成に要する費用は、入札参加者が負担するものとする。
- (4) 追加資料の返却はしないものとする。

8 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- ア 技術提案の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。
- イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点 (標準点)} \div \text{予定価格 (単位: 百万円)}$$

- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。この場合において同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定するものとする。
- (4) 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、入札心得、条件付一般競争入札実施要領及び特定調達契約に係る条件付一般競争入札実施要領のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。

9 評価結果等の公表

入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点及び入札価格並びに評価値については、落札者の決定後、速やかに公表するものとする。

10 苦情の処理

入札参加者から落札者の決定等に関し苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

11 技術提案等の履行の担保

- (1) 落札者の技術提案に記載された事項は、契約書、特記仕様書等に追加事項として記載するものとする。
- (2) 当該技術提案に記載された事項が履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行を行わせるものとする。ただし、再施工又は修補による履行が合理的でないと認められる場合は、次の総合評価方式の型式の区分に応じ、それぞれ次の措置を講ずるものとする。

ア 高度技術提案型 工事成績の減点及び違約金の徴収

イ 標準型 工事成績の減点及び違約金の徴収

ウ 簡易型 工事成績の減点

- (3) 工事成績の減点は、次の式により算出して得られる数値をもって行うものとする。ただし、虚偽の報告その他の悪質な行為があった場合に行う工事成績の減点の点数は、13点とする。

$$\text{工事成績の減点の点数} = 8 \times \{ (\alpha - \beta) / \alpha \}$$

ア α は、当初の技術加算点とする。

イ β は、達成度合いに応じて再計算した技術加算点とする。

(4) 違約金は、次の式により算出して得られる額を徴収するものとする。

$$\text{違約金} = (1 - b/a) \times C$$

ア Cは、当初の契約金額（円）とする。

イ aは、当初の技術評価点とする。

ウ bは、達成度合いに応じて再計算した技術評価点とする。

12 その他

この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月7日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、平成29年7月15日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する